



# SMTB年金ニュース



(平成26年12月25日)

三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金・確定給付企業年金】

### 退職給付会計における複数事業主制度に係る 注記の見直しに関する公開草案公表

昨日（平成26年12月24日）、企業会計基準委員会（ASBJ）より企業会計基準適用指針公開草案第52号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」が公表（※）され、平成27年2月24日までの間、本公開草案に関するコメントの募集が行われています。

※ [https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/taikyu2014/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/taikyu2014/)

#### I. 改正の概要

複数事業主制度（総合型や連合型の厚生年金基金及び確定給付企業年金等）に加入する企業が、当該制度について、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示（一般に「例外処理」と呼ばれています。）を行う場合には、加入する企業年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額、年金制度全体の掛金等に占める自社の割合、これらに関する補足説明等）について注記することとされています（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」第33項）。

直近の積立状況等のうち「年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額」については、企業年金制度の財務諸表を基に作成するため、平成24年1月31日に発出された厚生労働省通知による当該財務諸表の勘定科目変更に合わせて必要な改正を行うものです（次頁ご参照）。

#### II. 適用時期等

公開草案では、次のようにされています。

- ・改正された適用指針は公表日以降に適用する。
- ・本適用指針の改正は、表示方法の変更として取扱い、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項（※）に従う。

※ 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第14項  
財務諸表の表示方法を変更した場合には、原則として表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い財務諸表の組替えを行う。

## (参考) 改正イメージ図

### «貸借対照表の改正のイメージ図（厚生年金基金の場合）»

#### 年金財政上の改正イメージ図

(改正前)

純資産額	給付債務	数理債務 (A)
未償却過去勤務債務残高 (B)		最低責任準備金 (継続基準)
不足金		

(改正後)

純資産額	責任準備金 (プラスアルファ部分) (A) - (B)	責任準備金 (プラスアルファ部分) (A) - (B)
不足金		最低責任準備金

(注記) 数理債務 XXX 未償却過去勤務債務残高 XXX  
(A) (B)

平成24年度及び平成25年度年金財政決算においては、最低責任準備金調整額を含みます。

#### 会計上の改正イメージ図

(改正前)

年金資産の額 ②	年金財政計算上の 給付債務の額 ①
①-② (△差引額)	

(改正後)

年金資産の額 ②	年金財政計算上の 数理債務の額と最低 責任準備金の額との 合計額 ①
①-② (△差引額)	

平成24年度及び平成25年度年金財政決算に関する  
注記を行う場合は、最低責任準備金調整額を含むものと思われますが、詳細はご担当の会計士へご相談ください。

確定給付企業年金においては、代行部分の給付がないため、「年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額」は、年金財政計算上の数理債務の額のみとなります。

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さい様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595